# 令和2年度 第6回 保倉区地域協議会

# 次 第

日時:令和2年12月17日(木)午後6時~

会場:保倉地区公民館 研修室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

## 【報告事項】

地域協議会会長会議について

## 【協議事項】

自主的審議事項について

- 4 その他
- 5 閉 会

## 地域協議会会長会議 次第

と き 令和 2 年 11 月 25 日 (水) 午後 2 時から ところ 直江津学びの交流館 イベントホール

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)
- 4 意見交換
  - \* 3 グループに分かれての意見交換
  - \* 意見交換終了後、その内容を全体へ報告
- 5 連絡事項
- (1) 令和3年度 地域活動支援事業について … | 資料1
- 6 閉会

### 令和3年度地域活動支援事業について(案)

- ※令和3年度の地域活動支援事業の概要は、令和2年度と同じ予定である。
- ※本事業案の概要は、令和3年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。
  - 1 趣旨
    - (1) 目的
    - (2) 運用方針
    - (3) 審査
  - 2 各区への配分額
    - (1) 総事業費
    - (2) 配分額
    - (3) 残額の取扱い
  - 3 今後の主なスケジュール

- 4 事業の概要
  - (1) 実施方法
  - (2) 対象事業
  - (3) 対象経費
  - (4) 補助率・限度額の設定
- 5 事業の実施手順等
  - (1) 採択方針の取扱い
  - (2) 事業提案書の受付
  - (3) 提案事業の審査
  - (4) 事業の紹介・公表

## 1 趣旨

### (1)目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、 地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こう した市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

#### (2) 運用方針

○ 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について 極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り 地域の裁量に委ねる。

#### (3)審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択する ことは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の 「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の 課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査 に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点につい て改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

#### 2 各区への配分額

#### (1) 総事業費

1億8,000万円

#### (2)配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)+人口割5,400万円(均等割7:人口割3) ※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

#### (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

#### 3 今後の主なスケジュール

~2月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2月下旬~	新年度の募集に向けた相談の受付(たより周知・説明会・個別相談)
4月1日~	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

<sup>※</sup>事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

#### 4 事業の概要

## (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
  - ・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

### (2) 対象事業

○ 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市 民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。

ただし、次のものは対象外とする。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

#### (3) 対象経費

○ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営(人件費、事務所の家賃、振込手数料等)に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費(弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。 ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。)
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券(商品券、サービス券)などの発行に係る経費(個人の私的な資産形成に当たる ものと捉えられることから対象外とする。)
- その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### (4)補助率・限度額(上限・下限)の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえ た判断に委ねることとする。

## 5 事業の実施手順等

#### (1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
  - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業 を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっている ことなどを議論して採択方針としてまとめる。
  - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や 補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

#### (2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンター に提出する(新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送(消印有効)での手 続きも可能)。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業について は、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

#### (3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	適否を確認
	※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査 項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなく てもよい。	
イ) 地域自治区	地域自治区ごとに設定する	適否を確認
の採択方針	※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案 事業を実施すべきかを明らかにするもの。	

視点	内容	審査の方法
ウ)共通審査	全ての地域自治区の審査で共通するもの	項目ごとに配
※具体的な項目は 下記のとおり	<ul><li>※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。</li><li>※配点は自由。</li><li>※必ずしも点数をつけなくともよい。</li></ul>	点し、採点

#### <共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用され る見込みがあるか。
	・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul><li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li><li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li><li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、 その規模も必要な限度となっているか。</li></ul>
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
5発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
  - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
  - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域 協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一 律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係 者を審査から外すことも可能。

## (4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」を PR する。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関 に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する(各区での成果報告会等の開催、 事例集や市ホームページでの周知等)。

# 自主的審議事項について(委員からの提案)

区分	No.	審議テーマ	提案理由	提案者
空き家対策について	1	空き家対策(対応)	保倉区各町内会では年々空き家が増えており、この対応に苦慮している。困っている点は、身内・親戚の管理放棄による伸び放題の雑草、木々の枝。そして空き家の破損による飛散被害等に対して地域としての対処方法は無いか。個人の財産・権利に絡む問題ですが、行政と共に地域・町内で対応・対処できる範囲の方法はないか、協議してほしい。	佐野宏委員
定住化について	2	保倉地区定住化について	保倉地区は市街化調整区域だが、5~6年前に公道に 隣接しているなら家を建てられるようになった。土 地は安いが、上下水道の工事代が高すぎるといった ような意見が多い。	丸山会長
少子高齢化・人口減少について	3	町内の過疎化を防ぎたい	今、町内会に子どもが少なく、小学校の在校生が少ないが、複式学級になるのを防ぐためにはどうしたら良いか。	平原委員
	4	少子化と高齢者の環境づくり	①少子化については、集団登校・下校が不可能となるため、通学路の安全対策が必要(犯罪防止) ②高齢者対策は車の運転ができなくなり、交通手段の確保が必要となる(日常生活に支障のないように)	荻原委員
	5	縮小する地域の現実	①畑の荒地が顕著になってきている。 ②少子高齢化。	梅澤委員
	6	少子・高齢化対策	①住み易い環境作り。 ②一人世帯・夫婦世帯が増加している。 ③空き家が増加している。 ④10年後、20年後の人口・世帯数減が懸念されている。	河瀨委員
	7	人口減少問題	①当地区と他地区の状況を比較する等して、この問題の現状を認識する。 ②これをストップさせることはできないと思うが、「子育て支援」、「住み良い地域づくり」、「移住」等、少しでも抑制する方法について考えたい。	宮﨑委員
地域の安全・安心について		安心して暮らしていく為に必要なことは何か 車に乗れなくなった時、使える交通手段は何か	誰もが住みなれた地域で、いつまでも元気で暮らしたいと願っても、現実は難しい問題が多々あると思います。 保倉地区の65歳以上の比率は36%(H27時点)を占めています。今までと同じように動けなくなった時、どんな手助けがあれば喜ばれるのか。様々な公的支援がどのような手続きをすれば受けられるのか。自分も高齢者の1人として皆さんと考えてみたい。	池田副会長

区分	No.	審議テーマ	提案理由	提案者
地域の安全・安心について	9	保倉区内の行政区・学校区の 見直しを	現状の防災状況で保倉川の南側に位置している望みが丘団地と美しが丘団地が避難時に危ない保倉川を渡り、指定避難所がある大瀁や南川へ行っている。 見直しがされ、頸城区から保倉区に移れば町民の心配が改善されると思う。	笠原委員
	10	緊急時避難場所の把握・見直し	①場所の確保は出来ているのか ・徒歩で避難できる距離か ・高齢者などの避難対策は出来ているのか ②施設の設備 ・耐震構造は良いか ・水害対策は良いか ・収容人数の確保はどの程度か(三密の対応は) 地区だけで解決できる問題ではないが、毎年、各地 で災害が発生しています。まず、地域で現状施設 で、どこまでできるのか把握する必要があると思い ます。その上で、市、あるいは県・国へと図ってい く必要があると思います。	河瀨委員
	11	風雪防護ネットの設置	安心・安全に生活をするためにも冬期間の道路が季節風により吹き溜まりが交通障害となる。私の町内は近隣の町内や幹線道路に行く市道が4本あり、それぞれが500m~1kmぐらいの距離がある。どの道路も吹き溜まりができ通行するのも大変で出る。吹き溜は通行止めのような状況で病人や火災が出た場合と心配している。そこで1本の道路でも災害、防災、防雪道路を確保できればと思っている。吹き溜まりができやすい場所に100m~200mぐらいの防き、りができやすい場所に100m~200mぐらいの防きネットがあれば安心して通行できると思う。を支給してもらい、設置・管理は町内会で対応すれば維持管理も十分できると思う。	山本委員
地域の活性化について	12	祝い金を支払う	人口を増加させるために保倉地区で子どもが生まれた時や地区外からUターンしてきた時、保倉地区に引っ越ししてきた人に祝い金を支払う。	今井委員
	13	若者の流出	①核家族に歯止めがかからない ②地域に魅力がないため	梅澤委員
	14	カラオケや演奏会を年に1~2 回行う	地域の人たちの交流のために、カラオケ大会等を計 画してはどうか。	今井委員
	15	農作物自由提供の場について	家庭菜園の過剰に採れた作物を地域の皆さんが持ち寄り、安価でも提供する場を設けてはどうか。 土地柄、家庭菜園を営むご家庭が多く、ご家族だけでは消費しきれず、ご近所に配っても余ると捨ててしまいもったいない。気軽に提供する場があれば生産者も励みになり、安価で消費者も喜び、評判次第では地域活性化が望めるのではと提案します。 青野十文字の施設との兼ね合いや安定供給について検討が必要と考えます。	佐野仁彦委員